

大分県「部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針」

大分県教育委員会
平成29年 策定
令和 8年 改訂

はじめに

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行された。この法律は、「部落差別」の名称を冠した初めての法律であり、現在もなお部落差別が存在することや、その解消が重要な課題であること、解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としている。

大分県教育委員会では、この法律および、県がこれまでに培ってきた人権教育の理念と実践を体系化した「大分県人権教育推進計画」の第4次改訂を踏まえ、部落差別に関するこれまでの学習を基盤とした総合的な人権教育を推進するため、ここに部落差別解消の推進に関する学校教育指導方針を定めることとする。

基本方針

1 児童生徒の人権問題の解決に向かう実践力の育成

児童生徒が人権問題を主体的に捉え、解決に向けて行動できる実践力を高めるための取組を推進する。

- (1)校種間連携による系統的な部落問題学習を実施
- (2)人権問題の解決に向かう実践力を育てる学習を実施
- (3)インターネット上の人権侵害など、新たな問題への対応

2 教職員の専門的知識と指導力の向上

教職員が部落差別の問題に対する知識と指導力を高めるための取組を推進する。

- (1)「部落問題学習に関する」教職員研修の充実
- (2)「部落差別の現状に関する」研修内容の充実

3 学校および地域の実情に応じた取組の推進

各学校や地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

- (1)実態調査等をもとにした取組を推進する。
- (2)地域等における部落差別の解消に向けた取組と連携を図る。

具体的な取組

1 児童生徒の人権問題の解決に向かう実践力の育成

(1)校種間連携による系統的な部落問題学習の実施

- 学校は、系統的な部落問題学習を目指した以下の資料等を活用し、人権教育の年間指導計画に部落問題に関する教育内容を位置づけ、計画的な指導となるようにする。

【参考】

- ◆「人権に関する知的理解と人権感覚を育てる個人権課題(小-中-高)学習系統表<同和問題編>」(平成28年)
- ◆「人権の『授業づくり』のすすめかた」(平成29年)
- ◆「人権の『授業づくり』のすすめかた vol. 2」(令和4年)

- 学校は、学習系統表に基づいた具体的な教材や指導案等の活用により部落問題学習を行う。

(2)人権問題の解決に向かう実践力を育てる学習を実施

- 学校は、人権問題の解決に向かう実践力を育てる学習を目指した以下の資料等を活用し「主体的・対話的で深い学び」の授業を目指す。

【参考】

- ◆「人権の『授業づくり』のすすめかた」(平成29年)
- ◆「人権の『授業づくり』のすすめかた vol. 2」(令和4年)

- 育てたい資質・能力を明確にし、教職員からの一方的な説明にとどまることなく、児童生徒が対話的に進める授業を通して、問題意識を持ったり、自分のこととして考えを深めたりできるよう配慮する。

(3)インターネット上の人権侵害など、新たな問題への対応

- 学校は、インターネット上の差別的な書き込みや差別や偏見を助長する情報について、学習資料や指導案等を活用し、正しく判断できる能力を育成する学習を行う。

2 教職員の専門的知識と指導力の向上

(1)「部落問題学習に関する」教職員研修の充実

- 学校は、人権研修の中に部落差別に関する内容を明確に位置づけ、『部落差別解消法より学ぶ』(平成28年:人権・同和教育課)等を活用し、法律の趣旨や施行の背景について継続して研修を実施する。
- 県は、校内研修や市町村教委の人権教育主任研修等の支援を積極的に行う。

(2)「部落差別の現状に関する」研修内容の充実

- 学校は、大分県人権問題講師団を活用した当事者等からの講義や体験的参加型の学習により、人権課題について主体的に捉えられる研修となるよう、研修形態や手法について工夫する。

3 学校および地域の実情に応じた取り組みの推進

(1)実態調査等をもとにした取組を推進する。

- 県及び学校は、「公立学校人権教育実態調査」等により部落差別についての取組状況を把握・検証し、児童生徒の実態に応じた学びとなるようにする。

(2)地域等における部落差別の解消に向けた取組と連携を図る。

- 県及び学校は、「就職・進学受験者アンケート」等により違反選考の状況を把握・検証し、違反質問や統一応募用紙などについての学習を実施する。
- 学校は、人権学習の授業公開などを活用し、校種間の連携を進める。
- 学校及び教職員は、地域の人権啓発や各地区人権教育研究会等の取組に積極的に参加し、地域が一体となった取組を推進する。

実施上の留意点

- この方針の実施にあたっては、より効果的かつ総合的に推進するため、人権教育に関わる県・市町村・関係機関及び研究団体等の各実施主体が、その担うべき役割を踏まえ、相互に有機的な連携協力関係を一層強化する必要がある。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」の参議院法務委員会における附帯決議では、教育及び啓発を実施するにあたっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないよう十分に留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に最大限配慮することが強く求められている。
- 人権問題や人権教育のあり方については、県民一人ひとりが多様な意見や考え方を有している現実を深く認識することが求められる。そのため、主体性と中立性を確保しつつ、特定の思想やイデオロギーに偏ることなく、公平かつ客観的な視点から教育を推進していく必要がある。

策定の経緯

同和問題(※)の解決については、昭和 40 年「同和对策審議会答申」の中で、同和問題は憲法で保障された基本的人権に関する重要な社会問題であることや、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識が示された。昭和 44 年には「同和对策事業特別措置法」が施行され、以後、法律の延長や名前の変更を行いながら同和对策事業が実施された。その間の取組で、住環境の改善が進む等の成果が見られる一方で、差別意識や差別事象については、十分な成果が上がっていないことが、平成 5 年の同和地区実態把握等調査(総務庁地域改善対策室)で指摘された。

その後、同和問題の解決に向けた教育・啓発のあり方について、平成 8 年の地域改善対策協議会による意見具申の中で、同和問題は過去の問題ではなく、依然として重要な課題であるとの認識を示し、更に、この問題の解決に向けた今後の取組を人権に関わる問題の解決につなげていくことが明示された。これを踏まえて、国は平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を策定し、様々な人権課題も含めて人権教育・啓発を進めてきたが、同和問題に対する差別意識は依然として残され、むしろ新たな差別が生み出されている状況がある。

そのような状況を受け、本県においては、昭和 52 年策定の「大分県同和教育基本方針」に基づき、同和問題の解決に向け同和教育を進めてきた。その後、平成 13 年には「同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて」の通知文により学校教育、社会教育における見直しの視点を示し、人権教育として推進してきた。平成 17 年 1 月に「大分県人権教育基本方針」、更に 18 年 2 月に「大分県人権教育推進計画」を策定した。平成 27 年 2 月には「推進計画」を改訂し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、学校教育と社会教育の両面から具体的に取組を行っている。

しかし、平成 25 年の県民意識調査から、これまでの様々な人権問題の解決に向けた取組が、同和問題の解決や理解を進めるには充分ではなかった状況もみられた。これは、平成 14 年に特別措置法の期限が切れたことにより、同和問題が個別的な人権課題の中の1つとして捉えられ、学校における部落問題学習の取組が弱まったことも背景にあると考えられる。

令和6年度に実施した、「公立学校人権教育実態調査」によると、県内の小・中学校及び高等学校において、部落問題を授業で扱った割合は94.8%で、県内のほとんどの学校で授業が実践されているという結果であった。しかし、現在においても賤称語を用いた差別発言や落書きなどが起きていることから、教職員自身の部落問題に対する理解が足りなかったことや、児童生徒への学習が知識の伝達にとどまり、部落差別をなくす実践や行動につながる学習に結びついていなかったことにも原因があると考えられる。さらに、近年、インターネット上では部落差別に対する誤った認識や差別を助長する書き込みが大量に流布されていることから、より一層の推進が必要であると考ええる。

本方針は、部落差別に関するこれまでの学習を基盤とした総合的な人権教育の推進することにより、全ての人権問題について、問題解決の主体者となる児童生徒を育てることを目指すものである。 ※同和問題・・・部落差別を原因とする社会問題